



### 第1章 はじめに

#### <基本方針策定の趣旨・背景>

〇区では、昭和40年代から平成にかけて概ね小学校区に1館整備してきた児童館や平成9年（1997年）に整備した児童青少年センターの運営を通じて、子どもの居場所を展開してきました。また、平成26年度（2014年度）以降は、「児童館の再編整備の取組」を中心に、子どもの居場所づくりを進めてきました。

〇しかし、児童館の廃止を伴う児童館再編の取組には、様々なご意見があったことから、令和4年（2022年）10月、原則としてこの取組を一旦休止し、改めて児童館再編の取組の検証を行うこととしました。

〇令和5年（2023年）9月に取りまとめた検証結果においては、児童館の基本的な機能・役割は、新たな居場所で概ね引き継がれているものの、学校になじめない子どもへの対応をはじめ様々な課題があることや、学校内の居場所には見られない「児童館ならではの特性」があること等も確認できました。

〇また、子どもの居場所を取り巻く状況は、共働き世帯の増加や少子化の進展、ライフスタイルの変化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズが複雑・多様化しているほか、児童虐待や不登校件数の増加など、子どもが安心して過ごすことができる居場所のより一層の充実が求められています。

#### <基本方針の位置付け>

〇基本方針は、今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な視点、取組の方向性を提示するものであり、区の部門別計画や個別事業のうち、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして位置付け、

### 第2章 子どもの居場所に関する基本的事項

#### <対象とする子どもの範囲>

〇歳から18歳までの子どもを対象とします。  
※18歳以上の若者の居場所や支援のあり方に関しては、別途検討していきます。

#### <子どもの居場所とは>

##### （子どもの居場所の定義）

子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間（オンライン含む）全般を指すものとします。（区の取組対象は、第3章<第3章・第4章で区の実施の対象とする居場所の範囲>のとおり。）

##### （子どもの意見聴取の結果から見てきたこと）

当事者の子どものニーズを明らかにするため、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」「子どもワークショップ」を実施し、その結果から以下のことが見えてきました。

- ・今後地域には、子どもが成長段階等に応じて、選択可能な多様な居場所が必要であること
- ・子ども専用の施設のほか、既存の地域資源である公園、集会所などの一般区民施設を、子どもの視点から見直し、可能な範囲において、子どもの居場所として充実を図っていく必要があること
- ・子どもの居場所になり得ている民間活動に携わる者に対しても、居場所に求められる基本的な事項

#### <子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること>

〇子どもの居場所に関係するすべての大人が留意すべき視点を定めました。

- ・子どもの心身の安全が確保され、安心して過ごすことができる場とすること
- ・子どもの思い、考え、意見を尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最もよいことは何かを考えること
- ・子どもの品位を傷つけたり、身体的暴力、心理的暴力等を振るったりすることなく、子どもの成長

### 第3章 区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり

#### <第3章・第4章で区の実施の対象とする居場所の範囲>

- 〇子どもの居場所となることを目的としている施設・事業  
児童館、放課後等居場所事業、校庭開放（遊びと憩いの場事業）、児童青少年センター（ゆう杉並）、子ども・子育てプラザ など
- 〇子どもが利用する一般区民施設  
公園、図書館、スポーツ施設、地域区民センター、コミュニティふらっと など
- 〇民間活動で区が補助等を行っている子どもの居場所となることを目的としている施設・事業  
つどいの広場、放課後等デイサービス

#### <子どもの居場所づくりの理念>

- （1）子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進します
- （2）子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映します
- （3）子どもの成長支援と権利保障の取組を推進します

#### <子どもの居場所づくりを行う上での基本的な4つの視点>

- 視点1 子どもの成長過程に応じた居場所づくりを進めます
- 視点2 子どもの居場所となっている一般区民施設を子どもの視点から見直します
- 視点3 個別のニーズに応じた居場所づくりを進めます
- 視点4 多様な担い手による子どもの居場所づくりを推進します

#### <区の今後の取組の方向性>

- （1）子どもの成長過程に応じた居場所づくり
  - ①すべての子どもを対象にした居場所（児童館）
  - ②小学生の居場所
  - ③中・高校生の居場所
  - ④乳幼児の居場所
- （2）公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実
- （3）個別のニーズに応じた居場所づくり

詳細は、「今後の取組の方向性」を参照

### 第4章 子どもの居場所づくりの推進に向けて

#### <多様な担い手による子どもの居場所づくりの推進>

〇区民や地域団体、民間事業者等の多様な担い手による子どもの居場所づくりや居場所の運営を支援していきます。

- ・公民連携プラットフォームを活用した取組の推進
- ・子ども食堂への支援の検討
- ・児童館を活用した多様な担い手による居場所づくりへの支援 など

#### <子どもと居場所をつなぐ情報発信>

〇居場所を必要とする子どもがその場所を知ることができ、容易にアクセスできるよう、子どもと居場所がつながる環境を整えます。

- ・居場所の特徴や対象年齢等の情報をまとめた「子どもの居場所マップ」の作成・周知
- ・子どもの居場所ネットワークでの情報共有と情報発信 など

#### <子どもの居場所づくりの推進体制>

〇基本方針に定める取組の実現に向けては、子どもの特性や成長過程に応じて、様々な部門が一丸となる必要があるため、組織横断的な連携を図りながら、子どもの居場所づくりの取組を進めます。

〇学校施設を活用した子どもの居場所づくりを進めるにあたっては、子ども家庭部門と教育部門がこれまでも増して連携できる推進体制を整えます。

#### <子どもの権利保障の推進のための普及啓発>

〇すべての子どもの居場所において、子どもの権利が保障されるよう、子どもの権利の普及啓発に取り組みます。

- ・子どもの居場所に従事する職員の育成による職員の資質向上
- ・子どもの居場所に関わる大人が子どもの権利について理解を深めるためのパンフレット等の作成、子どもの権利に関する

#### <子どもの居場所ネットワーク>

〇地域にある様々な居場所同士の連携を図り、子どもが必要とするときに居場所や関係機関につながる事ができる地域づくりを目指します。

- ・児童館を事務局とした、公民による子どもの居場所ネットワークの構築



子どもの居場所を充実していくよ！